

(4) 環境分野4 自然共生社会の構築

【自然環境配慮指針】

環境分野4の環境配慮行動は、自然環境に影響を与える事業を行おうとする者が当該事業の計画策定や実施に際して自然環境の保全等への配慮を行う場合の指針とし、秋田市自然環境保全条例第16条の「自然環境配慮指針」として位置付けます。

ア 生物多様性への理解と普及の促進のために

- 事業活動が生物多様性^{*}の保全と持続可能な利用により成り立っていることを理解しましょう。
- 従業員や消費者、民間団体等と協働した生物多様性の保全活動を行いましょう。
- 生物多様性の保全活動を行っている民間団体等を支援しましょう。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用に資する技術の開発や普及活動に取り組みましょう。
- 生物多様性に配慮して作られた環境ラベルのある製品を優先して選びましょう。

イ 希少種の保全と外来種への対策のために

- 地域の生態系^{*}を乱さないよう、外来種を入れない、捨てない、拡げないようにしましょう。
- 生きものを販売する際は、責任を持って飼育するよう購入者に十分な説明を行いましょう。
- 希少な野生生物の生息・生育地に影響を与えるような開発事業等は、できる限り回避しましょう。やむを得ず、開発事業等を行う場合は、改変面積を最小限にするとともに植物の移植や動物の移動経路の確保などにより影響を軽減しましょう。

ウ 豊かな自然環境の保全のために

- 地域の生態系に配慮しながら緑化や植栽等を推進しましょう。
- 敷地内の緑地や林地等の適切な管理に努めましょう。
- 自然の減少につながるような事業活動を行う場合には、代替措置として植林や他の地域での自然回復に努めましょう。
- 建築物などの新築・増改築をするときには、自然環境に調和した建物の外観や植栽などにより良好な地域の景観づくりに努めましょう。

第6章 環境配慮行動

- 地域の緑化活動や森林・農地・河川等の保全活動などに参加・協力しましょう。

エ 森林や農地等の持続可能な利用のために

- 森林や農地等の適切な維持管理に努め、自然環境と調和した農林業を行いましょう。
- 農薬や化学肥料の使用低減に努め、生物多様性^{*}や周辺の自然環境に配慮しましょう。
- 畜産業や林業等により発生するバイオマス^{*}について、堆肥化や燃料化により有効活用を図りましょう。
- 間伐材や端材などを利用した商品の開発や購入に努めましょう。
- 地場産の木材や農作物を利用するなど、地産地消^{*}に努めましょう。

オ 野生生物との適切な関係の確保のために

- 管理する敷地内への鳥獣等の侵入防止策を講じましょう。
- 果樹や野菜、生ごみなどを適切に管理し、野生動物を人里に引き寄せないように努めましょう。

カ その他歴史的・文化的環境との調和のために

- 歴史的な街なみや建物の保存に協力しましょう。
- 郷土の祭りや年中行事、伝統芸能などの伝承活動に協力しましょう。
- 地場産の食材を活用し、伝統的な食文化の継承に協力しましょう。